

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

## 大和市規則第21号

### 大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項ただし書及び第10条第1項第1号中「第7条第12項」を「第7条第13項」に改める。

第13条第1項中「条例第12条の規定による扶養親族の届出」を「新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員」に、「次項」を「第3項」に、「よるものとする」を「より、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合には、届出を要しない。

第13条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合について準用する。

第13条の次に次の1条を加える。

（支給の始期及び終期）

第13条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において、前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合につ

いて準用する。

第16条の2第2項中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改める。

第17条第1項中「第14条」を「第13条」に改める。

第24条中「第15条」を「第14条」に改める。

第25条及び第26条第1項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第26条の2中「第15条第1項第1号」を「第14条第1項第1号」に改める。

第27条の2第1項中「第15条第3項第1号」を「第14条第3項第1号」に、同項第1号中「第15条第6項」を「第14条第6項」に改める。

第28条中「第15条第3項第2号」を「第14条第3項第2号」に改める。

第28条の2中「第15条第3項第3号」を「第14条第3項第3号」に、「第15条第1項第3号」を「第14条第1項第3号」に改める。

第29条第1項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第29条の2第1項中「第15条第5項」を「第14条第5項」に、同項第1号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、同条第2項及び第3項中「第15条第5項」を「第14条第5項」に改める。

第29条の3第1項中「第15条第6項」を「第14条第6項」に改める。

第30条中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第30条の2から第30条の4まで、第30条の5第1項及び第30条の6中「第15条の2第1項」を「第15条第1項」に改める。

第34条の2第2項中「第21条の2第3項第1号」を「第21条の2第3項」に、同条第4項中「受けるとともに、当月分を翌月の3日までに部（これに相当する組織を含む。）内の人事、予算執行、事務事業の調整等を主管する課長に報告しなければ」を「受けなければ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 次に掲げる場合には、条例第21条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第21条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第21条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。